

令和 6 年度第 2 回社会復帰促進等事業に関する検討会 議事要旨
(令和 6 年 11 月 25 日開催)

<総論>

- 未払賃金立替払事業を除く社会復帰促進等事業の決算額について、毎年 30 億くらい下がっている。令和 6 年度の予算額は 697 億円で、令和 5 年度の決算額 652 億円より約 40 億円増えているが、令和 6 年度決算の見込みは令和 5 年度の決算が 652 億より 40 億以上増える見込みがあるのか。また、要望となるが、今後は決算額推移表及び未払賃金立替払事業を除く合計額を付けていただきたい。
- 個々の政策について、1 つ 1 つ丁寧に P D C A を繰り返していただいている点を高く評価したい。一方で、社復事業全体として、人手不足等の足下の状況を踏まえてどういった分野に重点を置いて取り組んでいくのかの検討も必要と思う。
- 毎年、適切に P D C A を回していただいていることに感謝。一方で、労災保険は被災労働者に対する給付が基本であることから、社復事業としては全体を縮小いただき、効率的・効果的な事業に特化していただきたい。
- 社会復帰促進等事業の予算額について、できるだけ早く 2013 年の水準に戻してほしい。新規事業や事務費の増額などで対前年度比で増加することは承知しているが、今後は立替払事業の増額も見込まれているところであり、従来から申し上げるとおり、社会復帰促進等事業の趣旨目的に直結しないような事業については、大胆に見直すこと、P D C A サイクルによる不断の見直しを徹底いただき、無駄の削減・効率化を図っていただきたい。
こうした中、事業主が負担する社会復帰促進等事業として実施するのが望ましいとは思われ難い 38 番のテレワーク普及促進等対策、40 番の中小企業退職金共済事業経費について、見直し減としていただいていることは高く評価したい。
33 番の外国人技能実習機構に対する交付金と 41 番の独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費については、システム体制の強化や施設の整備については、本来一般会計で対応すべきものと考えてる。

<個別事業について>

○No. 7 労災疾病臨床研究補助金事業

- ・ 見直しを行う研究を増やし、本事業として必要な研究を精査いただき、増額幅が最小限となるようにご努力いただきたい。

○No. 20 職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備

- ・ 本年4月からの新たな化学物質規制に対応した危険有害性通知電子化・標準化補助金については、事業目的に記載されているような状況であると聞いている。そういう意味でも、電子化は中小企業にとっても重要であり、安全衛生分科会では適切なリスクアセスメントの実施に向け、必須通知事項の拡充の議論が行われているところ、今後一層電子化・標準化についての需要が高まっていく中で、こうした事業が行われることは評価したい。
- ・ がん原性物質等に係る健康診断結果等の記録の一元化保存システムの構築における記録の引き渡しが有料となることについて、一定の事業者負担となることはやむを得ないと考えているが、多くの事業者が利用できるような料金設定としていただきたい。

○No. 25 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費

- ・ フリーランス 110 番のように、弁護士や企業が相談出来るような仕組みを構築いただくことも重要なのではないか。
- ・ 増額内容についての重要性は理解するが、令和5年度はD評価であったことから、本来は事業の廃止又は大胆な見直しが必要であることに留意いただきたい。

○No. 27 第三次産業労働災害防止対策支援等事業

- ・ エイジフレンドリー補助金の拡充は歓迎したい。多くの高年齢労働者の活躍が必要な中小企業において、高年齢労働者が働きやすくなる職場環境の支援をする本事業は大きな意義があると思う。

○No. 33 外国人技能実習機構交付金

- ・ 令和9年の育成就労制度の開始を見据えると、約1年前から監理支援機関の許可申請等を行っていくことになるかと想定されるため、機構のシステム開発や人員など体制整備に必要な予算を確保いただきたい。

○No. 35 産業医学振興経費

- ・ 保健師等に対する産業保健研修の新たな取り組みについては評価できる。
- ・ 産業医科大学が設立された背景も踏まえると、産業医の離脱対策に限らず、厚労省には引き続き産業医科大学の安定した事業運営に向けたしっかりとしたフォローをお願いしたい。

○No. 36 未払賃金立替払事務実施費

- ・ 重要な事業と考えているので、必要な予算を確保いただき、年度途中で支払えなくなったということがないようにしていただきたい。

○No. 37 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

- ・ 働き方改革について、企業経営者からは、人手不足の中でこの先どのように進めていくべきなのかなど、かなりネガティブな意見を多く聞いている。また、従業員が収入確保のため隠れて副業を行っていた等の話も聞く。こういった中小企業や働く人の実情を踏まえて、働き方改革の趣旨や狙い、事業者・労働者のメリットを改めて周知いただき、引き続き手厚い支援をお願いしたい。
- ・ 令和５年度はＢ評価であり、令和７年度以降については本年度第１回でも意見したとおり見直しをお願いしていたところ、今回減額となったことは評価したい。

○No. 41 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費

- ・ 地方の中小企業において、働き手の確保や能力開発は大きな課題であり、民間のサービスもあるが非常に料金が高いネックがある。こうしたことから、ハローワーク等の現場の強化は大きな課題と考えており、研修を通じ現場サービスの強化をいただきたい。また、足下の大きな労働環境の変化についての調査研究をしっかりと進めて今後の施策に活かしていただきたい。

○新規 フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

- ・ フリーランスが労災でも特別加入できるようになっていることをもって労災勘定としているが、労災の相談がどれほどの件数があるか分からない中で、施策の重要性を考えると一般会計で措置すべきではないか。